

八街市協働のまちづくり条例を制定しました

市では、市民とともにまちづくりを推進するため、八街市協働のまちづくり条例を制定しました。

条例には、本市に関わるすべての人びとがまちづくりの担い手となって、互いに支え合い、地域課題に取り組んでいくための基本的なルールや、協働のまちづくりを推進するための仕組みなどについて定

市では、市民の皆さまの自由な発想や知識、技術、経験をまちづくりに活かすことを目的とし、市民政策提案制度を設けました。

市民政策提案制度を創設しました

提案の対象となるのは、2人以上の複数で考えられた政策で、まちづくりや地域課題に対する具体的な政策が対象となります。

提案できる政策
・まちづくりに活かすことが
・市民協働推進課までお問い合わせください。

地番図の写しを交付します

地番図は、市が法務局の公図や航空写真などを基に隣接する複数の公図をつなぎ合わせ、現況に合わせて調整した土地の配置図で、概略の位置を示した参考図です。

3年に1度、更新します。最新の状況を確認する場合は、法務局で公図を請求し

八街市協働のまちづくり推進委員会の委員を募集します

市では、協働のまちづくりに関する条例の運用や事業内容の検証・見直しなどについて、市民の意見を取り入れながら協働のまちづくりを実施していくために、市民、市民活動団体、事業者などで組織する「八街市協働のまちづくり推進委員会」の委員を募集

募集要件は次のとおりです。

応募資格
・市内に在住、在勤または通学している
・八街市職員、議会議員ではない
・2つ以上、八街市審議会などの委員に公募により委嘱されていない
・暴力団員などと密接な関係を有さない
・市税などの滞納がない
・平日夕方以降の会議に参加できる

募集人数 5人以内
任期 9月1日～平成31年8月31日(2年間)

応募方法
申込書と「協働のまちづくりを推進するために私ができること」をテーマとしたレポート(任意様式、1200字以内)を8月18日(金)午後5時までに、市民協働推進課へ持参または郵送してください。

選考方法
「応募の動機」「市民活動の経歴」「現状、課題の把握」「理解力」「提案力」の5項目について、選考委員会が審査し選考します。

小規模工事等契約希望者登録制度を受付しています

市が発注する設計金額が50万円以下の小規模な建設工事および修繕の受注・施工を希望される方は、本制度に登録してください。登録受付を随時行っています。

児童扶養手当・ひとり親家庭等医療費等助成現況届はお早めに

「児童扶養手当」または「ひとり親家庭等医療費等助成」を受給されている方は、それぞれの現況届を提出する必要があります。

提出されない場合は、8月以降の手当または医療費助成が受けられなくなります。

提出期間
8月1日(火)～31日(木)
(土曜・日曜・祝日を除く)

提出場所
子育て支援課
お持ちいただくもの
児童扶養手当
・児童扶養手当現況届
・児童扶養手当証書
・生計維持方法確認調査書
・養育費等に関する申告書
ひとり親家庭等医療費等助成
・ひとり親家庭等医療費等助成

出張ハローワーク!
ひとり親全カサポートキャンペーン

児童扶養手当を受給されている方が、児童扶養手当現況届を提出する時期に合わせて、市役所内にハローワーク千葉の臨時窓口を開設します。

きめ細やかな職業相談・職業紹介を実施しますので、ぜひご利用ください。



課税課 443-1116

財政課 443-1117

子育て支援課 443-1693

臨時窓口
8月14日(月)・21日(月)
午前10時30分～午後3時30分